

新任期保健師育成支援事業 OB保健師派遣依頼書兼決定通知書

次のとおり、OB保健師の派遣を依頼します。

1. 依頼元

区名	区役所
新採用保健師	
プリセプター保健師	
地域活動担当係長	

2. 日程

日時	月 日 ()
実施予定時間	時 分 ~ 時 分
時間配分 (内訳)	①事前打ち合わせ : 分
	②訪問 (移動含む) : 分
	③記録・報告・助言 : 分

3. 訪問事例

4. 備考

--

新任期保健師育成支援事業 OB保健師勤務予定表

_____年_____月の勤務予定は次のとおりです。

1	日 時	月 日 ()	区 名	区役所
	従事時間	時 分 ~ 時 分	新規採用保健師	
	時間配分 (予定)	①事前打合せ : 分	プリセプター保健師	
		②訪問(移動含) : 分	地域活動担当係長	
③記録・報告・助言 : 分		訪問事例		
2	日 時	月 日 ()	区 名	区役所
	従事時間	時 分 ~ 時 分	新規採用保健師	
	時間配分 (予定)	①事前打合せ : 分	プリセプター保健師	
		②訪問(移動含) : 分	地域活動担当係長	
③記録・報告・助言 : 分		訪問事例		
3	日 時	月 日 ()	区 名	区役所
	従事時間	時 分 ~ 時 分	新規採用保健師	
	時間配分 (予定)	①事前打合せ : 分	プリセプター保健師	
		②訪問(移動含) : 分	地域活動担当係長	
③記録・報告・助言 : 分		訪問事例		
4	日 時	月 日 ()	区 名	区役所
	従事時間	時 分 ~ 時 分	新規採用保健師	
	時間配分 (予定)	①事前打合せ : 分	プリセプター保健師	
		②訪問(移動含) : 分	地域活動担当係長	
③記録・報告・助言 : 分		訪問事例		
5	日 時	月 日 ()	区 名	区役所
	従事時間	時 分 ~ 時 分	新規採用保健師	
	時間配分 (予定)	①事前打合せ : 分	プリセプター保健師	
		②訪問(移動含) : 分	地域活動担当係長	
③記録・報告・助言 : 分		訪問事例		
6	日 時	月 日 ()	区 名	区役所
	従事時間	時 分 ~ 時 分	新規採用保健師	
	時間配分 (予定)	①事前打合せ : 分	プリセプター保健師	
		②訪問(移動含) : 分	地域活動担当係長	
③記録・報告・助言 : 分		訪問事例		

新任期保健師育成支援事業 OB保健師(会計年度任用職員) 出勤簿

日付	曜日	従事場所
/	()	区役所

従事者氏名	印	出勤時間	退勤時間
		時 分	時 分

執務確認者:



家庭訪問の基本的技術チェックリスト(OB保健師評価)

確認事項		確認・評価の日	備考
		区 年 月 日	
到達目標	1 生活の場をよく見て、感じ、家族を単位とした支援ができる		
	2 ケースの強みを見出す視点を持ちながら援助できる		
準備	3 必要な法律、制度、社会資源について理解できている		
	4 対象者に応じた事前学習(疾病の知識等)ができている		
	5 優先順位を考慮して、家庭訪問対象を選定できる		
	6 「分野別」家庭訪問のポイント(様式4)を確認し、支援の視点を身につけることができる		
	7 保健師として援助する目的(役割)を明確にできる		
	8 家庭訪問計画を立案できる		
	9 必要時事前にロールプレイを行い、安全な支援ができる		
	10 対象に合わせて必要な物品・資料を整えることができる (積木・発育発達チェックリスト・血圧計など)		
実践	11 身だしなみを整え、自己紹介等が適切にできる		
	12 対象者のプライバシーに配慮できる		
	13 本人や家族の訴えを傾聴して受け止めることができる		
	14 対象者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築くことができる		
	15 対象者の訴えや感情を整理し、相談内容を的確に把握できる		
	16 言語化されていない、対象者の潜在的なニーズを明確にする		
	17 問題点をアセスメントし、適切な助言・指導が実施できる		
	18 適切な時間内で訪問を終了することができる		
事後	19 ケースについて、上司や先輩に報告・相談ができる		
	20 記録が速やかに提出できる		
	21 必要な社会資源につなげることができる		
	22 必要に応じて同伴訪問をするなど、適切な手段で主治医・関係機関等と連携が図れる		
評価	23 適切な支援時期(間隔・回数)に訪問ができている		
	24 今後、継続支援を要するケースについては、適切に支援計画をたて援助できる		
総合評価			

(助言及び区の指導者への伝達事項)

評価者:

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

「母子(妊産婦)」家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項	確認・評価の日	備考
	区 年 月 日	
1 母子保健法等の関係法令や制度及び本市の妊娠・出産・産後に関する事業(資料や手引きの有無等)について理解できている		
2 妊産婦の特性を知り、妊娠の経過に伴う心身の変化等について学習を深めている		
3 妊婦やその家族と信頼関係を構築し、利用者目線での相談対応を行うことができる		
4 対象者(妊産婦)のみでなく家族全体を捉え、課題や問題点に対応することができる		
5 妊娠経過、受診状況を把握し、妊娠中におこりやすい異常、健康管理等について適切に指導できる		
6 食生活、居住環境、飲酒、喫煙、経済状況等、日常生活環境に関する状況把握を行い、安心して出産・育児ができる環境整備を行うことができる		
7 分娩や育児にかかる物品の準備状況について、状況把握及び指導ができる		
8 産後の母体の変化や産後うつ病等のメンタルヘルスにかかる状況等について指導できる		
9 新生児の特徴や接し方等について指導できる		
10 要養育支援者情報提供票[妊婦版]が送付されたケースについては、実施要綱(大阪府作成)に基づき状況把握を行い、結果票を送付することができる		
11 必要に応じて妊婦教室、専門的家庭訪問支援事業、産後ケア事業等の母子保健事業に繋げることができる		
12 必要に応じて訪問結果を関係機関や関係部署との情報共有や連携を図ることができる		
13 緊急時には速やかに上司や先輩に報告・相談し、今後の対応について協議することができる		
14 今後、継続支援を要するケースについては、適切に支援計画をたて援助できる		
総合評価		
(助言及び区の指導者への伝達事項)		
評価者:		

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

「母子(乳幼児)」家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項	確認・評価の日	備考
	区 年 月 日	
1 母子保健法等の関係法令や制度及び本市の乳幼児に関する事業(資料や手引きの有無等)について理解できている		
2 乳幼児の特性を知り、基本的な発達発育等について学習を深めている		
3 保護者と信頼関係を構築し、利用者目線での相談対応を行うことができる		
4 対象者(乳幼児)のみでなく家族全体を捉え、課題や問題点に対応することができる		
5 児の全身状態、栄養状態の観察、計測、異常所見の観察及び状況把握を行い、適切に助言・指導できる		
6 養育環境(安全性・快適性)の観察及び状況把握を行い、適切に助言・指導できる		
7 身体及び精神発達上、観察が必要な児を、適切な時期に発達相談等の専門相談へつなぐことができる		
8 グレーゾーンの事例(※)に対しては、必要に応じて保育施設や医療機関等と連携を図ることができる		
9 児に疾患・障がい等がある場合は、必要に応じて関係機関と連携を図り、対象者に応じた支援を行うことができる		
10 地域ふれあい子育て教室をはじめ、地域の実情に応じて実施されている子育て関連事業を対象者のニーズに合わせてつなげることができる		
11 予防接種の進め方について適切にかつ具体的に指導・助言できる		
12 要養育支援者情報提供票[産婦・乳幼児版]が送付されたケースについては、実施要綱(大阪府作成)に基づき状況把握を行い、結果票を送付することができる		
13 児童虐待の疑いがあるケースに対し、乳幼児虐待チェックリスト等の客観的指標を用いて虐待リスクの判断ができる		
14 児童虐待の発見等、緊急時には速やかに上司に報告するとともに、子育て支援室と連携し、今後の対応について協議できる		
15 家庭訪問の結果については適宜上司に相談・報告することができる		
16 今後、継続支援を要するケースについては、適切に支援計画をたて援助できる		
総合評価		
(助言及び区の指導者への伝達事項)		
評価者:		

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

(※)グレーゾーンの事例とは、診断が確定しておらず、福祉や医療の制度の利用に至っていない事例等を指す。

「成人」家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項	確認・評価の日	備考
	区 年 月 日	
1 特定健康診査・特定保健指導、大阪市健康診査及びがん検診等について、根拠法令及び健診(検診)の意義について理解できている		
2 青年期・壮年期・中年期の特性を知る		
3 対象者にとって必要な健診(検診)の受診勧奨ができる		
4 特定健康診査・がん検診等の検査データが理解できる		
5 健診(検診)結果や生活習慣を把握し、対象者の健康課題をアセスメントできる		
6 自身の健康課題を認識できるよう、対象者に説明することができる		
7 生活習慣病の予防・改善に向けて具体的な指導が実践できる 【一日の生活リズムや食生活の聞き取り、血圧測定 等】		
8 行動変容の観点をふまえ、対象者自身が課題解決のための行動をおこせるよう援助できる		
9 必要に応じて医療機関への受診を勧めることができる		
10 必要に応じて主治医と連携し、保健指導ができる		
11 必要なケースを訪問指導事業(訪問栄養指導・訪問口腔衛生指導)につなぐことができる		
12 訪問指導員と十分な連携を図り、役割分担を行いながら、迅速にケースの問題に対応することができる		
13 必要なケースを特定保健指導につなぎ、参加勧奨や中断者への支援など適切に援助することができる		
14 健康相談・地域健康講座等の保健事業を有効に活用し、援助することができる		
15 スポーツジム等の社会資源を有効に活用することができる		
16 「すこやか手帳(健康手帳)」等の有効活用を助言することができる		
17 今後、継続支援を要するケースについては、適切に支援計画をたて援助できる		
総合評価		
(助言及び区の指導者への伝達事項)		
評価者:		

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

「高齢者」家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項	確認・評価の日			備考
	年	月	日	
1 介護保険法・高齢者虐待防止法・老人福祉法等の関係法令や制度及び本市の高齢者施策について理解できている				
2 高齢者の心身の状況、生理的機能等について学習を深めている【加齢による変化(フレイル)、認知症、口腔機能低下、低栄養 等】				
ケースの加齢による心身の状況を把握し問題点や能力をアセスメントできる				
3 【基本チェックリスト、障害高齢者の日常生活自立度判定基準、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準、MMSE、長谷川式スケール、興味・関心チェックシート 等】				
4 ケースが自己の健康に関する問題点を認識できるよう援助できる				
5 家族の介護負担の軽減を視野に入れて援助することができる				
6 閉じこもり予防、介護予防の観点から踏まえADL、QOLの維持・向上を目的とした援助を実践できる				
ケースの問題点を的確に把握し、将来的な健康リスクの予測を行い、生活の場に応じて、本人・家族等の能力を最大限に活用した具体的な指導を実施できる				
必要に応じて区で実施している各種健診・事業等(特定健康診査、がん検診、食生活相談、歯周病検診、歯科健康相談等)につなげることができる				
9 必要なケースを介護予防事業につなげることができる				
10 必要に応じケアマネジャーと連携を図り、支援を行うことができる				
11 保健・医療・福祉(介護保険含む)の社会資源を有効にマネジメントすることができる				
12 必要なケースを訪問指導事業(訪問栄養指導・訪問口腔衛生指導含む)につなげることができる				
13 訪問指導員と十分な連携を図り、役割分担を行いながら、迅速にケースの問題に対応することができる				
14 民生委員・児童委員等地域の高齢者支援にかかる関係者と連携を図ることができる				
15 地域ケア会議等を有効に活用することができる				
16 高齢者虐待防止と早期発見について学習を深め、その視点を持って訪問することができる				
17 今後、継続支援を要するケースについては、適切に支援計画を立て援助できる				
総合評価				
(助言及び区の指導者への伝達事項)				
評価者:				

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

「公害健康被害被認定者・ぜん息児童」 家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項		確認・評価の日			備考
		年	月	日	
1	公害健康被害補償法及び公害健康被害補償制度等について理解できている				
2	疾病の種類とその特性について理解を深め、病状の経過とそれに伴う問題の発生を予測し、支援することができる				
3	QOLの向上を図るよう援助することができる				
4	対象者の生活実態を総合的に把握し(生活環境・服薬管理の良否等)援助ができる				
5	呼吸器リハビリテーションの目的や効果を理解し、面接・訪問において対象者に指導ができる				
6	疾病の憎悪因子の除去(感染症予防・環境整備・禁煙指導等)について理解し援助ができる				
7	長期管理が必要であることを念頭において、本人及び家族の精神面の状況を把握し適切な援助ができる				
8	公害保健福祉事業・環境保健事業について理解し、対象者の病状やニーズに合った事業につなげることができる				
9	必要に応じて、社会資源(保健・医療・福祉領域)を有効にコーディネートができる				
10	今後、継続支援を要するケースについては、適切に支援計画をたて援助できる				
総合評価					
(助言及び区の指導者への伝達事項)					
評価者:					

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

「難病・小児慢性特定疾病児童等」家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項		確認・評価の日			備考
		区	年	月	
難病	1	難病法及び本市の難病対策について理解できている			
	2	疾病の特性について理解を深め、病状の経過とそれに伴う問題の発生を予測し、支援することができる			
	3	QOLの向上を図るよう支援することができる			
	4	治療が困難で長期にわたることを念頭において、本人及び家族の不安に共感し、家族の介護負担の軽減に努めながら(精神的支援含む)、支援することができる			
	5	保健・医療・福祉・介護の関係機関と連携しながら、保健師の役割を考えて、必要な社会資源を有効にコーディネートすることができる			
	6	難病患者療養相談会や患者会等について、必要に応じて情報を提供することができる(療養相談会等に同伴で出席する)			
小児慢性特定疾病児童等	7	児童福祉法に基づく本市の小児慢性特定疾病対策について理解できている			
	8	疾病の特性や障がいについて理解を深め、病状の経過と成長発達に伴う問題の発生を予測し、支援することができる			
	9	治療が困難で長期にわたることを念頭において、療養生活の状況を把握し家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援等について相談指導を行うとともに、自立心の確立、必要な情報提供などの支援を行うことができる			
	10	保健・医療・福祉・保育・教育の関係機関と連携しながら、保健師の役割を考えて、必要な社会資源を有効にコーディネートするよう努めている			
	11	小児慢性特定疾病児等療養相談会やピアカウンセリング、患者会等、親同士の交流の場について情報を提供することができる(療養相談会等に同伴で出席する)			
	12	高度な医療的ケアが必要な児童の在宅療養支援について理解し、実践できる			
	13	退院カンファレンスに参加し在宅療養の支援者チームの一員として保健師の役割を果たしている			
共通	14	災害時の備えについて本人や家族と一緒に確認し、情報を提供することができる。特に医療的ケアが必要な場合「災害時基本情報シート」「災害時の備え」を活用し、災害に備えた情報把握と情報提供ができる			
総合評価					
(助言及び区の指導者への伝達事項)					
評価者:					

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

「結核」 家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項	確認・評価の日			備考
	年	月	日	
1 感染症法等の関係法令や制度及び本市の結核対策について理解できている				
2 疾病の特性について学習を深めている				
3 N95マスク装着や換気、患者本人のマスク着用など、自分自身の感染防止に配慮できる				
4 患者の結核に対する受け止め方を確認し、患者の気持ちに寄り添い信頼関係をつくることができる				
5 患者の届出から登録削除までの患者管理の流れを理解し、患者や家族に対して感染症法に基づく支援であることを説明できる				
6 初回面接において結核に関する正しい知識や制度について説明できる 【服薬の必要性と重要性・服薬支援(DOTS)・入院勧告、就業制限、結核医療費公費負担制度等】				
7 初回面接(塗抹陽性患者は届出後3日以内、塗抹陰性患者は届出後7日以内)において、「初回面接指導チェック表」に基づき情報収集(患者から診断までの経過、接触者、感染源等)することができる				
8 接触者健診について、初発患者に対して健診の目的と必要性を十分説明し理解(同意)を得ることができる				
9 家族(接触者)から接触状況(時間や回数、環境等)を確認し、不安の軽減に努めながら結核に関する正しい知識(感染と発病の違いや症状等)を啓発し、接触者健診の必要性について説明のうえ実施できる				
10 病院訪問時の医師連絡等により菌検査結果(3日連続検痰・PCR等)、合併症、治療歴、治療状況等の情報収集ができる				
11 収集した情報を基に記録し、所内検討(DOTS方法、接触者健診、就業制限・解除基準、退院基準、医療通訳派遣等)を基に、支援方針を決定できる				
12 医学的リスク(合併症やHIV等)や社会的リスク(日本語の理解や介護の要否等)から、患者の生活や背景等を考慮した支援ができる				
13 患者の服薬中断リスクに応じて、DOTSの方法・回数を検討することができる				
14 治療中はDOTS等の定期的なかかわりにより、治療中断の兆候を早期に把握し、確実な治療終了に向けて支援できる				
15 医療機関や保健所、服薬支援者等と連携を図りながら支援することができる				
16 定期的に菌検査結果を把握することができる				
17 結核登録者情報システムに、必要な情報をタイムリーに入力できる				
総合評価				
(助言及び区の指導者への伝達事項)				
評価者：				

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

「感染症」家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項	確認・評価の日	備考
	区 年 月 日	
1 感染症法等の関係法令や制度及び本市の感染症対策について理解している		
2 感染症の発生動向について知っている 【感染症週報、発生動向調査情報、学校欠席情報収集システム等】		
3 感染症の蔓延予防のため、予防接種が有効であることを理解し、周知啓発を行うことができる		
4 調査対象となる疾病の特性について学習を深めている		
5 疾病の特性に合わせて、必要な帳票等が準備できる		
6 調査に従事する、医師・事務職員・監視員・保健師(以下「担当者」)の役割が理解できる		
7 調査前に、担当で事前の打合せを行い、調査の方針を確認している		
8 自分自身の感染防止に配慮できる		
9 対象者の疾病に対する受け止め方を確認し、対象者の気持ちに寄り添うことができる		
10 疾病、薬剤、副作用等について正しい情報を提供し、確実な治療終了に向けての支援ができる		
11 患者調査にあたっては、対象者にその必要性や目的について説明し理解を得ることができる		
12 感染源を追求し二次感染を予防するため、患者及び家族から正確な情報が収集できる		
13 患者・家族へ日常生活における二次感染予防のための保健指導ができる		
14 二次感染の可能性のある施設・個人等への調査のポイントが理解でき調査ができる		
15 二次感染の可能性のある施設・個人等への指導のポイントが理解でき指導ができる		
16 二次感染の可能性のある施設等へは、個人情報保護に配慮したアプローチができる		
17 防疫措置の解除(検便等の陰性確認)または健康観察期間終了の確認を行うことができる		
18 調査で得た情報等を担当で共有し、適切な支援につなげることができる		
総合評価		
(助言及び区の指導者への伝達事項)		
評価者:		

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要

「精神」家庭訪問のポイント(OB保健師評価)

確認事項	確認・評価の日	備考
	区 年 月 日	
1 精神保健福祉法等の関係法令や制度及び本市の対策について理解できている		
2 疾病の特性について学習を深めている		
3 地域の社会資源については見学を行うなど、自分自身で確認し、理解を深めることができる 【グループホーム・小規模作業所・地域生活支援センター等】		
4 対象者について理解を深める 【疾病・生育歴・家族関係・困りごと、治療状況、福祉サービスの利用等】		
5 対象者の生活のしづらさ(精神症状があることによってその人が感じる大変さや生きづらさ)やニーズを把握し、援助計画を立てることができる		
6 基本的人権に配慮した援助ができる		
7 服薬の必要性、副作用について説明し服薬支援ができる		
8 家族の気持ちに寄り添い、想いを傾聴しながら、支援することができる		
9 基本的生活習慣の確立と社会参加の視点を持ちながら、必要な社会資源をマネジメントすることができる		
10 対象者の状態によって、緊急時(粗暴、自殺念慮、病状が不安定な場合等)にも対応できるよう安全を確保しながら訪問が実施できる		
11 精神保健福祉相談員に報告・相談ができる		
12 必要に応じて、精神保健福祉相談員と同伴訪問を行う		
13 今後、継続支援を要するケースについては、適切に支援計画をたて援助できる		
総合評価		
(助言及び区の指導者への伝達事項)		
評価者:		

5:大変良い

4:良い

3:普通(平均的)

2:努力が必要

1:かなり努力が必要